

※※2015 年 01 月改訂（第 3 版）
※2009 年 12 月改訂（第 2 版）

医療機器届出番号：23B1X10001C09006

歯科材料 09 歯科用研削材料
一般医療機器 歯科用研磨器材 (70907000)

MP パウダー

【禁忌・禁止】

本材使用の際は、手袋を使用し、直接皮膚に触れないようにすること。

※【形状・構造及び原理等】

- (1) 形状 砂状
- (2) 色調 淡灰色
- (3) 成分 白土、天然ガラス、その他
- (4) 構成医療機器（セット包装）

販売名	医療機器届出番号
MP パフ	23B1X10001C09010

【使用目的又は効果】

歯科補綴物又は歯科技工物等の研磨に用いる器材である。

【使用方法等】

歯科技工用回転機器に装着した歯科技工用研磨フェルトホイールまたはブラシに本品を塗布し、回転させて、ソフトタッチで断続的に被研削物に押し付けて研磨する。

※※【使用上の注意】

- 1) 使用上の注意
 - ① フェルトホイール等は本材(MP パウダー)専用とし、他の研磨材と併用しないこと。
 - ② 研磨材の付着したフェルトホイール等は使用の際、補綴物に分けて使用すること。
 - ③ 研磨後補綴物等は水で十分洗浄すること。
 - ④ 本材を用いて研磨作業の際には、粉塵、飛散による人体への影響を避けるために、保護メガネ、局所吸塵装置、公的機関が認可した防塵マスク等を使用すること。
 - ⑤ 本材が目に入らないように注意すること。万一目に入った場合には直ちに大量の流水で洗浄した後、眼科医の診断を受けること。
 - ⑥ 本材を使用する際には、適切な換気（1 時間当たり数回の換気）がなされている場所で使用すること。
 - ⑦ 本材使用前、使用中に異物混入などの不具合が生じた場合は、使用を中止すること。
- 2) 重要な基本的注意
本材に対して発疹、湿疹、発赤、潰瘍、腫脹、かゆみ、しびれ等の過敏症状があらわれた場合には、使用を中止し、医師の診断を受けること。

【保管方法及び有効期間等】

〔保管方法〕

- ・ 本材は直射日光を避けて、火気厳禁の冷暗所に保管すること。
- ・ 本材使用中、使用後は開封状態で放置しないこと。
- ・ 開封後は、密封して保管すること。
- ・ 一つの保管庫に大量に保管しないこと。
- ・ 使用及び保管場所には消火装置を備えること。
- ・ 歯科の従事者以外が触れないように適切に保管・管理すること。

※※【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者：山八歯材工業株式会社
電話番号：0533-57-7121
FAX 番号：0533-57-1764
e-mail：box@yamahachi-dental.co.jp

製造業者：山八歯材工業株式会社

製造業者：山八歯材工業（常熟）有限公司
製造先国名：中華人民共和国